

四半期報告書

(第47期第1四半期)

自 平成22年12月1日

至 平成23年2月28日

日医工株式会社

富山県富山市総曲輪一丁目6番21

目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	13
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	16
2 株価の推移	17
3 役員の状況	17
第5 経理の状況	18
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22
2 その他	30
第二部 提出会社の保証会社等の情報	31

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月14日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 赤根 賢治
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 赤根 賢治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第47期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第46期
会計期間	自平成21年 12月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 12月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 12月1日 至平成22年 11月30日
売上高(千円)	14,715,221	17,639,595	64,352,501
経常利益(千円)	2,134,254	1,437,418	6,883,796
四半期(当期)純利益(千円)	1,069,094	675,893	3,865,649
純資産額(千円)	19,412,833	40,839,956	26,099,542
総資産額(千円)	57,557,230	84,556,951	65,575,458
1株当たり純資産額(円)	629.33	1,036.16	805.62
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	34.66	19.79	122.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	34.64	19.79	122.42
自己資本比率(%)	33.7	48.3	39.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△968,037	△682,368	2,747,141
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△508,821	△4,013,384	△5,409,546
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,602,207	17,738,988	2,826,407
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,148,181	14,230,043	1,186,816
従業員数(人)	824	802	818

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数（人）	802	[249]
---------	-----	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（委任型執行役員、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数（人）	616	[126]
---------	-----	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（委任型執行役員、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
医療用医薬品 (千円)	17,978,552	+35.0
一般用医薬品他 (千円)	9,948	+42.0
合計	17,988,501	+35.1

- (注) 1. 金額は、販売価格に換算しております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品仕入実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
医療用医薬品 (千円)	2,143,929	+38.3
一般用医薬品他 (千円)	32,737	△10.2
合計	2,176,667	+37.2

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）では、主に販売計画に基づいた生産計画により生産しております。連結子会社で受注生産を行っておりますが、受注額に重要性はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
医療用医薬品 (千円)	17,589,298	+20.0
一般用医薬品他 (千円)	50,297	△13.7
合計	17,639,595	+19.9

当第1四半期連結会計期間における販売実績をルート別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
特約店 (千円)	14,197,515	+27.5
代理店 (千円)	2,103,455	+15.2
その他 (千円)	1,338,625	△23.6
合計	17,639,595	+19.9

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)メディセオ	2,624,405	17.8	3,288,623	18.6
(株)スズケン	1,955,859	13.3	2,583,610	14.6
アルフレッサ(株)	1,706,212	11.6	2,215,571	12.6
東邦薬品(株)	1,661,610	11.3	2,134,361	12.1

2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、緩やかな企業業績の回復が見られつつある中、なお先行きの懸念を払拭できない状況で推移いたしました。

医薬品業界におきましては、平成22年4月に実施されたジェネリック医薬品の使用促進策により、調剤市場を中心としたジェネリック医薬品の市場拡大が引き続き進んでおります。

なお、平成22年12月1日、当社は東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。また、平成23年1月28日に取締役会決議し、一般募集、及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による資金調達につきましては、平成23年2月15日に一般募集による145億3百万円の増資払込を完了し、700万株の新株式を発行するとともに、第三者割当増資につきましても同年3月14日に20億71百万円の払込を完了し、100万株の新株式の発行を行っております。

この調達資金のうち韓国のAprogen Inc. への追加出資につきましては、平成23年3月9日に払込が完了しており、今後、当社グループの設備投資のほか、バイオ後続品やジェネリック医薬品などの研究開発の資金に充当してまいります。

また、サノフィ・アベンティスグループと日本におけるジェネリック医薬品事業の戦略的提携を展開しておりますが、その取組みの一つとして平成23年5月中旬を目途にサノフィ・アベンティス株式会社が製造販売承認を有する長期収載医薬品である「ラシックス®」「オイテンシン®」「セロクラール®」の販売移管を行い、戦略的提携の強化を図る予定です。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高が176億39百万円（前年同四半期比19.9%増）となりましたが、営業利益が15億95百万円（同26.3%減）、経常利益が14億37百万円（同32.7%減）、四半期純利益は6億75百万円（同36.8%減）となりました。

前年同四半期と比較しますと、販売費及び一般管理費の増加や特別損失として製品等自主回収費用を計上したこと、前年同四半期は、平成22年1月から実施した工場休止に備え急速な増産があったこと、及び税効果会計による見積実効税率の変動があったことが影響しております。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災につきましては、当社グループに人的な被害はなく、既存及び建設中の資産設備等への大きな被害もありませんでした。当四半期報告書の提出日において、当社グループの生産、仕入に大きな問題はなく、安定供給に支障は生じておりません。また、債権の回収にも大きな懸念は生じておりません。

この震災以降、当社の製品出荷は進んでおりますことから、医療用医薬品の備蓄が今後一層増加するものとも考えられる一方、被災地における医薬品の無償交換等の医療支援に関連する費用の発生も予想され、販売のほか、生産、仕入等当社グループ事業全般に及ぼす今後の影響については、今後見極めていく必要があります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況の詳細は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結会計期間において6億82百万円の支出超過(前年同四半期比2億85百万円減)となりました。これは、税金等調整前四半期純利益12億40百万円、減価償却費の計上9億85百万円があったものの、たな卸資産が16億90百万円増加したこと、法人税等の支払額が10億23百万円あったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結会計期間において40億13百万円の支出超過(前年同四半期比35億4百万円増)となりました。これは、グローバル開発品質管理センター「Honeycomb棟」建設を進めていることなどにより有形固定資産の取得による支出が10億24百万円あったことや、製造販売承認権を取得したことにより無形固定資産の取得による支出が28億86百万円あったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結会計期間において177億38百万円の収入超過(前年同四半期比161億36百万円増)となりました。これは、長短借入金の純増加額が39億49百万円あったことや、株式の発行による収入が144億15百万円あったことなどによるものであります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ130億43百万円増加し、142億30百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

買収防衛策について

平成20年1月16日に開催された当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)及び「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「原プラン」といいます。)を決定し、原プランにつきましては平成20年2月28日開催の当社定時株主総会において出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

その後引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、平成23年1月13日に開催された当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を決定し、本プランにつきましては平成23年2月25日開催の当社定時株主総会において出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

その概要は以下のとおりです。

a. 会社の支配に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様による自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として本プランを導入いたします。本プラン導入に関する当社の考え方の詳細は以下のとおりです。

当社は、ジェネリック医薬品メーカーとして事業を行っております。さらに、当社は社会の要請に的確に対応し、更なる体質強化を目指し、企業価値ひいては株主共同利益を向上させるための様々な取組みを実施しているところであります。これらの取組みは、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に資するものであります。

従いまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為(下記c. (a) (イ)において定義されます。以下同様です。)の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これら当社事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値について、並びに具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行っていただくことが、極めて重要であると考えます。

また、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社事業特性及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会からの情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様にとってその情報を熟慮するための時間も十分確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め多数派株主として自己の利益の追求のみを目的とした濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様である等、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要があるものと考えます。

以上の考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その内容の評価・検討等に必要な時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な時間を提供することを目的として本大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めることといたしました。

また、本プランは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

従いまして、本プランはこれらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

c. 本プランの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後初めて大規模買付行為を開始することを認めるといいます。なお、大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(a) 大規模買付ルールの設定

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおいては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、当社取締役会が予め承認した場合を除き、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約、その他一定の事項について日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

(ハ) 「大規模買付情報」の提供

「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入とします。）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を大規模買付者の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様へ開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が客観的に合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

(ニ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(c)(ロ)②記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の決議に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(b) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(イ) 対抗措置発動の条件

① 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

(ロ) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、下記の内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

<本新株予約権無償割当の概要>

- ① 本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数とします。
- ② 当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割当てします。
- ③ 本新株予約権の無償割当の効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日とします。
- ④ 本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
- ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。
- ⑥ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- ⑦ 本新株予約権の行使条件は次の内容とします。
 - i 特定大規模保有者(注1)、ii 特定大規模保有者の共同保有者、iii 特定大規模買付者(注2)、iv 特定大規模買付者の特別関係者、若しくはv これらi乃至ivの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、vi これらi乃至vに該当する者の関連者(注3)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑧ 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑨ 当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
- ⑩ 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- ⑪ 本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注1)「特定大規模保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2)「特定大規模買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注3)「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

(c) 本プランの合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(イ) 本プランの導入等に関する株主の皆様の意思の確認と有効期間、継続及び廃止

- ① 株主の皆様の意思の確認
本プランの導入、継続は、当社株主総会出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としており、株主の皆様のご意思が十分に反映することができるものであります。
- ② 有効期間、継続及び廃止
本プランの有効期間は、平成26年2月に開催予定の当社第49期定時株主総会の終結時までの3年間とし、以

後、本プランの継続（一部修正した上での継続も含む）について3年ごとに株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本プランについては、平成24年、25年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討の上、その継続、廃止又は変更について決定します。

当社取締役会は、基本方針又は株主総会での承認の趣旨の範囲内、関連法令、上場証券取引所が定める上場制度等の変更、若しくはこれらの解釈、運用の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

さらに、当社は、定款で取締役の任期が1年となっており、定時株主総会終結時に当社取締役全員が任期満了となりますので、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて本プランの有効期間の満了前であっても、いつでも廃止することができることになり、本プランに関する株主の皆様のご意思が確認されます。

また、当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及びその他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

(ロ) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

① 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

② 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

③ 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記②に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

④ 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(d) 株主・投資家の皆様に与える影響

(イ) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個

の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記(c)(ロ)③に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様の、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますので、この点ご留意が必要となります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

d. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としています。また、本プランの有効期間は当社第49期定時株主総会の終結時までの3年間ですが、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止可能であり、取締役の任期も1年のため、本プランの有効期限の満了前であっても、定時株主総会毎に取締役選任議案に関する議決権の行使を通じていつでも本プランを廃止することができますので、株主の皆様のご意見が反映できる仕組みのものです。

本プランは、事前に公表しております合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

以上のとおり、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足するものであり、当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが確保されており、当社取締役の地位の維持を目的としたものではありません。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

〈補足〉

当社は、平成23年2月25日開催の定時株主総会終了後に開催した取締役会にて独立委員会委員として下記3名を選任しております。

(委員)

今村 元 (いまむら はじめ)

当社社外監査役

弁護士

堀 仁志 (ほり ひとし)

当社社外監査役

公認会計士 税理士

田中 清隆(たなか きよたか)

税理士

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成23年1月13日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」をご覧ください。(当社ウェブサイトアドレス http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_2011011301.pdf)

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。
なお、研究開発費の金額は、5億62百万円（対売上高比率3.2%）であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等に対して行った重要な変更のうち、前事業年度の有価証券報告書の提出日以前に行ったものについては、前事業年度の有価証券報告書に記載しております。なお、前事業年度の有価証券報告書の提出日以降における重要な変更及び新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,729,417	40,729,417	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 (株)名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	39,729,417	40,729,417	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年2月15日 (注)1	7,000,000	39,729,417	7,251,580	12,521,788	7,251,580	11,057,531

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,161円

発行価額 2,071.88円

資本組入額 1,035.94円

払込金総額 14,503,160千円

2. 当第1四半期会計期間末日後、平成23年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月14日を払込期日としてオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により、発行済株式総数が1,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ、1,035,940千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

1. 当第1四半期会計期間において、セクトラル・アセット・マネジメント・インクから、平成23年2月17日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年2月9日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	セクトラル・アセット・マネジメント・インク
住所	カナダ、H3A 3G4、ケベック州、モンリオール、シャープルック・ストリート・ウエスト1000、スイート2120
保有株券等の数	株式 1,659千株
株券等保有割合	5.07%

2. 当第1四半期会計期間において、オービメッド・キャピタル・エルエルシー他1社から、平成23年2月18日付で共同保有による大量保有報告書の変更報告書(No. 2)の写しの送付があり、平成23年2月15日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の変更報告書(No. 2)の写しの内容は以下のとおりであります。

平成23年2月15日現在

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
オービメッド・キャピタル・エルエルシー	アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州 ニューヨーク市3番通り767 30階	1,008	2.54
オービメッド・アドバイザーズ・エルエル シー	アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州 ニューヨーク市3番通り767 30階	1,078	2.71
計	—	2,086	5.25

3. 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社他1社から、平成23年2月21日付で共同保有による大量保有報告書の変更報告書(No. 11)の写しの送付があり、平成23年2月15日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の変更報告書(No. 11)の写しの内容は以下のとおりであります。

平成23年2月15日現在

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	1,171	2.95
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボスト ン、デヴォンシャー・ストリート 82	539	1.36
計	—	1,710	4.31

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年11月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 332,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 32,372,300	323,723	—
単元未満株式	普通株式 24,717	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	32,729,417	—	—
総株主の議決権	—	323,723	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株 (議決権30個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が31株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日医工株式会社	富山県富山市総曲輪一丁目6番21	332,400	—	332,400	1.02
計	—	332,400	—	332,400	1.02

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 12月	平成23年 1月	2月
最高（円）	2,930	2,975	2,306
最低（円）	2,802	2,315	2,202

（注） 株大阪証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の状態はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人の四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,737,627	1,694,401
受取手形及び売掛金	19,543,564	18,637,368
有価証券	666	666
商品及び製品	10,800,094	10,054,619
仕掛品	2,890,176	3,175,713
原材料及び貯蔵品	5,661,348	4,431,109
その他	1,963,219	2,011,154
貸倒引当金	△416,000	△416,000
流動資産合計	55,180,696	39,589,032
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※1 9,104,689	※1 9,167,550
機械装置及び運搬具(純額)	※1 4,050,844	※1 3,890,685
土地	3,566,127	3,410,877
建設仮勘定	1,237,488	976,177
その他(純額)	※1 1,519,351	※1 1,362,379
有形固定資産合計	19,478,501	18,807,670
無形固定資産		
のれん	※3 896,026	※3 938,747
その他	5,283,418	2,709,409
無形固定資産合計	6,179,445	3,648,156
投資その他の資産		
投資有価証券	2,586,053	2,369,502
その他	1,210,880	1,239,721
貸倒引当金	△78,625	△78,625
投資その他の資産合計	3,718,308	3,530,598
固定資産合計	29,376,254	25,986,426
資産合計	84,556,951	65,575,458

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成23年2月28日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年11月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,930,902	13,252,531
短期借入金	16,524,173	12,447,000
1年内返済予定の長期借入金	1,412,702	1,512,722
未払法人税等	609,841	1,069,000
返品調整引当金	47,100	48,000
賞与引当金	379,161	—
その他	2,758,715	3,300,351
流動負債合計	35,662,596	31,629,605
固定負債		
長期借入金	3,348,102	3,376,125
退職給付引当金	2,688,393	2,663,900
その他	2,017,903	1,806,285
固定負債合計	8,054,398	7,846,310
負債合計	43,716,995	39,475,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,521,788	5,270,208
資本剰余金	11,307,655	4,051,245
利益剰余金	17,085,329	16,960,184
自己株式	△371,867	△392,671
株主資本合計	40,542,905	25,888,968
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35,413	△51,062
土地再評価差額金	261,637	261,637
評価・換算差額等合計	297,050	210,574
純資産合計	40,839,956	26,099,542
負債純資産合計	84,556,951	65,575,458

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	14,715,221	17,639,595
売上原価	7,728,511	10,017,180
売上総利益	6,986,710	7,622,414
返品調整引当金繰入額	1,000	—
返品調整引当金戻入額	—	900
差引売上総利益	6,985,710	7,623,314
販売費及び一般管理費	※ 4,822,501	※ 6,028,128
営業利益	2,163,208	1,595,185
営業外収益		
受取利息	1,275	1,267
受取配当金	4,109	4,487
負ののれん償却額	57,447	4,657
その他	35,338	32,787
営業外収益合計	98,170	43,200
営業外費用		
支払利息	58,718	58,446
支払手数料	34,472	6,978
手形売却損	13,248	3,030
売上債権売却損	18,223	22,534
株式交付費	—	87,385
その他	2,461	22,591
営業外費用合計	127,125	200,967
経常利益	2,134,254	1,437,418
特別利益		
固定資産売却益	139	—
特別利益合計	139	—
特別損失		
固定資産処分損	837	146
減損損失	370,946	—
投資有価証券評価損	28,164	—
工場休止関連費用	225,670	—
製品等自主回収費用	—	172,757
その他	—	24,512
特別損失合計	625,617	197,416
税金等調整前四半期純利益	1,508,776	1,240,002
法人税等	439,681	564,109
少数株主損益調整前四半期純利益	—	675,893
四半期純利益	1,069,094	675,893

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,508,776	1,240,002
減価償却費	442,020	985,794
減損損失	370,946	—
のれん償却額	47,377	47,377
負ののれん償却額	△57,447	△4,657
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,000	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	10,934	24,492
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	1,000	△900
賞与引当金の増減額 (△は減少)	337,954	379,161
受取利息及び受取配当金	△5,384	△5,755
支払利息	58,718	58,446
固定資産売却損益 (△は益)	△139	—
固定資産処分損益 (△は益)	837	146
投資有価証券評価損益 (△は益)	28,164	—
株式交付費	—	87,385
売上債権の増減額 (△は増加)	△223,265	△906,125
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△421,197	△1,690,177
仕入債務の増減額 (△は減少)	△491,587	678,370
未払費用の増減額 (△は減少)	△743,880	△658,945
その他	△355,489	168,527
小計	515,338	403,145
利息及び配当金の受取額	5,269	5,592
利息の支払額	△54,475	△67,419
法人税等の支払額	△1,434,169	△1,023,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	△968,037	△682,368
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△39,431	△1,024,438
有形固定資産の売却による収入	9,341	1,077
無形固定資産の取得による支出	△450,000	△2,886,525
投資有価証券の取得による支出	△31,280	△101,973
貸付けによる支出	—	△20,000
貸付金の回収による収入	178	20,240
その他	2,371	△1,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	△508,821	△4,013,384

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,342,731	4,077,173
長期借入れによる収入	—	315,000
長期借入金の返済による支出	△237,387	△443,043
株式の発行による収入	—	14,415,774
自己株式の取得による支出	△313	△467
ストックオプションの行使による収入	2,900	26,100
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△42,235	△99,823
配当金の支払額	△463,488	△551,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,602,207	17,738,988
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	△9
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	125,358	13,043,226
現金及び現金同等物の期首残高	1,022,823	1,186,816
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,148,181	※ 14,230,043

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益に対する影響額は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は21,619千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は49,507千円であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産につきましては、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年11月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,481,882千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,826,039千円
2. 受取手形割引高 353,807千円	2. 受取手形割引高 1,829,161千円
※3. のれん及び負ののれんの表示 のれん919,315千円と負ののれん23,288千円を相殺した差額896,026千円を固定資産の「のれん」に計上しております。	※3. のれん及び負ののれんの表示 のれん966,693千円と負ののれん27,946千円を相殺した差額938,747千円を固定資産の「のれん」に計上しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
※ 販売費及び一般管理費に含まれている主な費目	※ 販売費及び一般管理費に含まれている主な費目
販売促進費 1,947,065千円	販売促進費 2,693,863千円
給料及び手当等 855,216千円	給料及び手当等 852,202千円
賞与引当金繰入額 196,994千円	賞与引当金繰入額 209,439千円
退職給付費用 47,809千円	退職給付費用 60,287千円
貸倒引当金繰入額 7,000千円	のれん償却額 47,377千円
のれん償却額 47,377千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)
現金及び預金勘定 1,670,746千円	現金及び預金勘定 14,737,627千円
預入期間が3か月を超える定期預金 △522,564千円	預入期間が3か月を超える定期預金 △507,584千円
現金及び現金同等物 1,148,181千円	現金及び現金同等物 14,230,043千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年2月28日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	39,729,417

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	314,596

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月25日 定時株主総会	普通株式	550,748	利益剰余金	17.00	平成22年11月30日	平成23年2月28日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当15.00円と記念配当2.00円であります。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年2月15日を払込期日とする一般募集による新株式発行を実施いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ7,251,580千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が12,521,788千円、資本剰余金が11,307,655千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年12月1日 至平成22年2月28日）

単一セグメント（医薬品事業）のため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年12月1日 至平成22年2月28日）

在外子会社等がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年12月1日 至平成22年2月28日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成22年12月1日 至平成23年2月28日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

現金及び預金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	14,737,627	14,737,627	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年11月30日)
1株当たり純資産額 1,036.16 円	1株当たり純資産額 805.62 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額 34.66 円	1株当たり四半期純利益金額 19.79 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 34.64 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 19.79 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,069,094	675,893
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,069,094	675,893
期中平均株式数(株)	30,845,614	34,155,381
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	21,560	6,105
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式発行について

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当による新株式発行の決議を行い、平成23年3月14日に払込を完了しております。

当該第三者割当による新株式発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数

当社普通株式 1,000,000株

(2) 払込金額

1株につき2,071.88円 (1株当たりの資本組入額 1,035.94円)

(3) 払込金額の総額

2,071,880千円

(4) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 1,035,940千円

増加する資本準備金の額 1,035,940千円

(5) 払込期日

平成23年3月14日

(6) 配当起算日

平成22年12月1日

(7) 割当先及び株式数

割当先 野村証券株式会社

株式数 1,000,000株

2. 「東日本大震災」の影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災について、当社グループに人的な被害はなく、既存及び建設中の資産設備等への大きな被害はありませんでした。

なお、当社グループの販売、生産、仕入等当社グループ事業全般に影響を及ぼす可能性があります。翌第2四半期会計期間以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響額は調査中であり、現時点では算定が困難であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 4月13日

日医工株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 孝 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山川 勝 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 膳亀 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月14日

日医工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 膳亀 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成23年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月14日を払込期日として第三者割当による新株式発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。